

「エトベンザニド」、「カフェンストロール」、「キザロホップエチル」、「ダイムロン」、「テブフェノジド」、「ビフェナゼート」、「ピリブチカルブ」、「マンジプロパミド」及び「メトコナゾール」の食品安全基本法第24条第1項に基づく食品健康影響評価について

1. 経緯

「マンジプロパミド」については平成19年7月23日付けで農薬取締法に基づく登録に係る申請があった旨、「ピリブチカルブ」については平成19年7月26日付け、「カフェンストロール」、「キザロホップエチル」及び「テブフェノジド」については平成19年7月27日付け、「エトベンザニド」及び「ダイムロン」については平成19年7月30日付けで魚介類に関する基準値設定の要請があった旨、「ビフェナゼート」及び「メトコナゾール」については、平成19年7月30日付けで農薬取締法に基づく適用拡大に係る申請があった旨、農林水産省から連絡があったところである。これらの剤について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

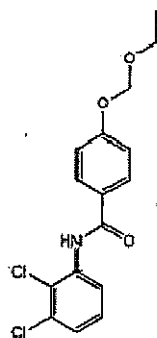
また、「キザロホップエチル」及び「テブフェノジド」についてはポジティブリスト制度の導入に当たり、いわゆる暫定基準を設定したものであり、平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305012号及び厚生労働省発食安第0305017号により、法第24条第2項の規定に基づく食品健康影響評価を依頼している。

2. 評価依頼物質の概要

(1) エトベンザニド

本薬は除草剤であり、平成19年8月現在、水稻に登録がある。今回魚介類への残留基準の設定が申請されている。

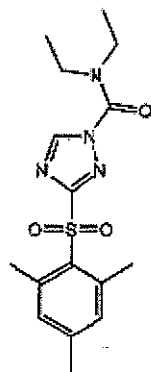
FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価は、なされておらず、国際基準も設定されていない。



(2) カフェンストロール

本薬は除草剤であり、平成19年8月現在、水稻に登録がある。今回魚介類への残留基準の設定が申請されている。

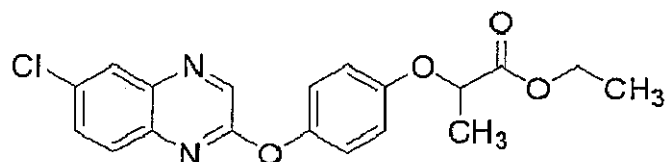
JMPRにおける毒性評価は、なされておらず、国際基準も設定されていない。



(3) キザロホップエチル

本薬は除草剤であり、平成19年8月現在、だいず、ばれいしょ等に登録がある。今回魚介類への残留基準の設定が申請されている。

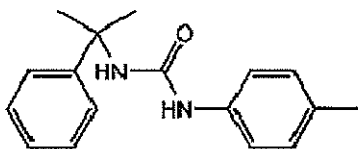
JMPRにおける毒性評価は、なされておらず、国際基準も設定されていない。



(4) ダイムロン

本薬は除草剤であり、平成19年8月現在、水稻に登録がある。今回魚介類への残留基準の設定が申請されている。

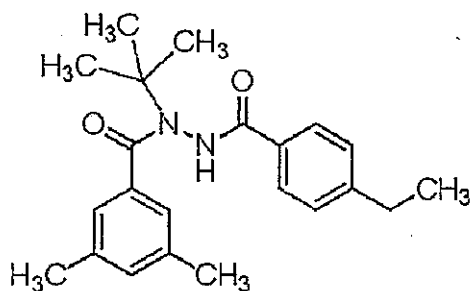
JMPRにおける毒性評価は、なされておらず、国際基準も設定されていない。



(5) テブフェノジド

本薬は殺虫剤であり、平成19年8月現在、稲、だいず等に登録がある。今回魚介類への残留基準の設定が申請されている。

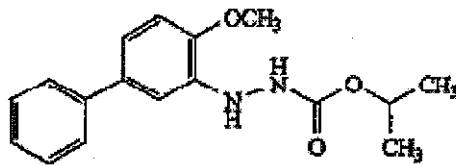
JMPRにおける毒性評価では、許容一日摂取量 (ADI) として 0.02 mg/kg 体重/日と設定されている。アボカド、ブロッコリー等に国際基準が設定されている。



(6) ビフェナゼート

本薬は殺虫剤であり、平成19年8月現在、かんきつ、りんご等に登録がある。今回新たにかんしょへの適用が申請されている。

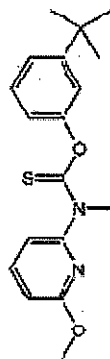
JMPRにおける毒性評価では、許容一日摂取量(ADI)として0.01 mg/kg 体重/日と設定されている。野菜、果物等に国際基準が設定されている。



(7) ピリブチカルブ

本薬は除草剤であり、平成19年8月現在、水稻に登録がある。今回魚介類への残留基準の設定が申請されている。

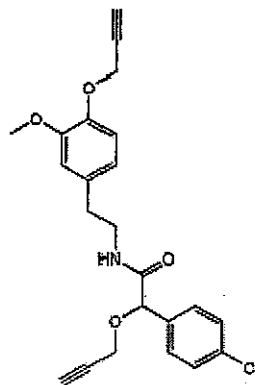
JMPRにおける毒性評価は、なされておらず、国際基準も設定されていない。



(8) マンジプロパミド

本薬は殺菌剤であり、今回ばれいしょ、だいず、ぶどう等への適用が申請されている。

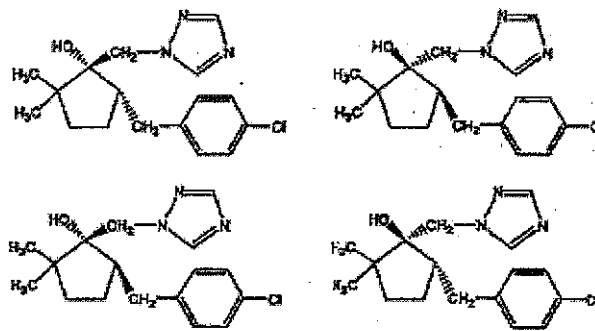
JMPRにおける毒性評価は、なされておらず、国際基準も設定されていない。



(9) メトコナゾール

本薬は殺菌剤であり、平成19年8月現在、小麦、かんきつ等に登録がある。今回新たにないとう等への適用が申請されている。

JMPRにおける毒性評価は、なされておらず、国際基準も設定されていない。



3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において上記農薬の食品中の残留基準設定等について検討する。